

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札という。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 1 月 22 日

鳥取県中小家畜試験場長 尾崎 裕昭

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県中小家畜試験場機械警備業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 業務場所

鳥取県西伯郡南部町北方 633 鳥取県中小家畜試験場

鳥取県西伯郡南部町絹屋 108 鳥取県中小家畜試験場絹屋分場

(5) 入札方法

入札は紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が警備の機械警備に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(7) 受注者の監視センターで異常が発生したことを受信したときから、25 分以内に当該現場に巡回警備員を到着させることができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中小家畜試験場

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局

〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方 633

鳥取県中小家畜試験場

電話 0859-66-4121

電子メール chushokachiku@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年1月22日(木)から同年2月2日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chushokachiku/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月22日(木)から同年2月2日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午後4時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 警備用装置類設置状況一覧表及び警備図面の交付方法

警備用装置類設置状況一覧表及び警備図面は、入札参加の意思を示した者に個別に交付する。

(4) 郵便等による入札

ア 可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、4の(1)の場所に送付すること。

イ 提出期限

令和8年2月17日(火)午後5時まで(必着)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月18日(水)午前11時即時開札。

イ 場所

〒683-0361 鳥取県西伯郡南部町北方 633

鳥取県中小家畜試験場 会議室(本館2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、「入札書」及び本件業務の名称を明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和8年2月2日(月)午後5時までに郵便等により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した調達案件を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。郵便等による入札者については当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。